



## 酒田地区 地域計画だより

令和6年3月 第2号  
浪江町役場・農業委員会  
酒田農事復興組合・酒田行政区

日頃から町の農業行政にご理解を賜るとともに、営農再開に向けてご尽力頂ありがとうございます。

国では全国で不耕作地の増加、高齢化による担い手の不足などから、おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」といった内容からなる「地域計画」を各地域で策定していくこととしました。

浪江町でも現在、関係機関が連携し浪江町内各地区で地域計画づくりを行っています。

酒田地区でも地域計画の策定を通し、営農環境が整い、地域の農業が持続・発展していくことを期待しています。

浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

### 1 令和6年3月23日(土)に、地権者説明会を行いました。

《出席者》

- ▶酒田地区・・・16名
- ▶関係機関・・・浪江町・浪江町農業委員会・双葉農業普及所・JA福島さくら  
官民合同チーム・福島県農業振興公社



#### (1) 挨拶

日頃より酒田地区の復興にご理解を賜り誠にありがとうございます。思い起こせば、腰まで雑草が伸びた田畑を環境省から「返還します」と言われた時は唖然としたものでしたが、酒田農事復興組合を立ち上げて農地の保全管理をし、復興組合員諸氏のご努力により毎年綺麗になっていく田畑を眺めつつ、避難中に見た荒廃した農地に戻してはならないという一心でおります。

平成30年に営農再開ビジョンの話合いの中では、酒田地区のスローガンを「できる人から、できることから始めよう!」と決め、担い手農業者それぞれが管理耕作組合を立ち上げて水稲などの作物で営農再開に向け取り組んできました。

酒田地区ほど米作りに適した場所はないと思っております。震災前のように黄金色一色の美しい景色と農村環境が次世代へ守り引継がれることを望みます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



酒田農事復興組合  
組合長 鈴木 義雄

## (2) これまでの検討内容について

### 酒田地区 農地利用計画（案）



#### 《 凡 例 》

-  …地域計画エリア線
-  …担い手の決まった農地
-  …担い手未定の農地

《地域計画エリア内の農地面積:65.5ha》

- ▶農地の利用計画あり:48.7ha
- ▶農地の利用計画なし:16.8ha
- ▶集積率:74.3%

#### 《 担い手名 》 ※上図黄色の農地で営農

- ①鈴木 義雄
- ②大越 剛志
- ③松本 清一
- ④佐藤 寛晃
- ⑤半谷 啓徳
- ⑥渡部 公一
- ⑦廣坂 光広
- ⑧農事組合法人 藤橋ファーマーズ



←←←  
酒田地区の  
地域計画担い手に  
位置付けていきます。

※農地面積データについては、令和5年8月時点のものを使用。

※確定値ではございませんので、予めご了承下さい。

## (3) 地域計画の今後について

地域で合意した地域計画案を外部検討委員会で確認し、6年度前半に地域計画として公表します。農地バンク(県農業振興公社)と農地の貸借契約は7年度に予定しています。(現在、特定農作業受委託契約で担い手へ農地を貸している方は、今後農地バンクとの契約変更をご案内していきます。)



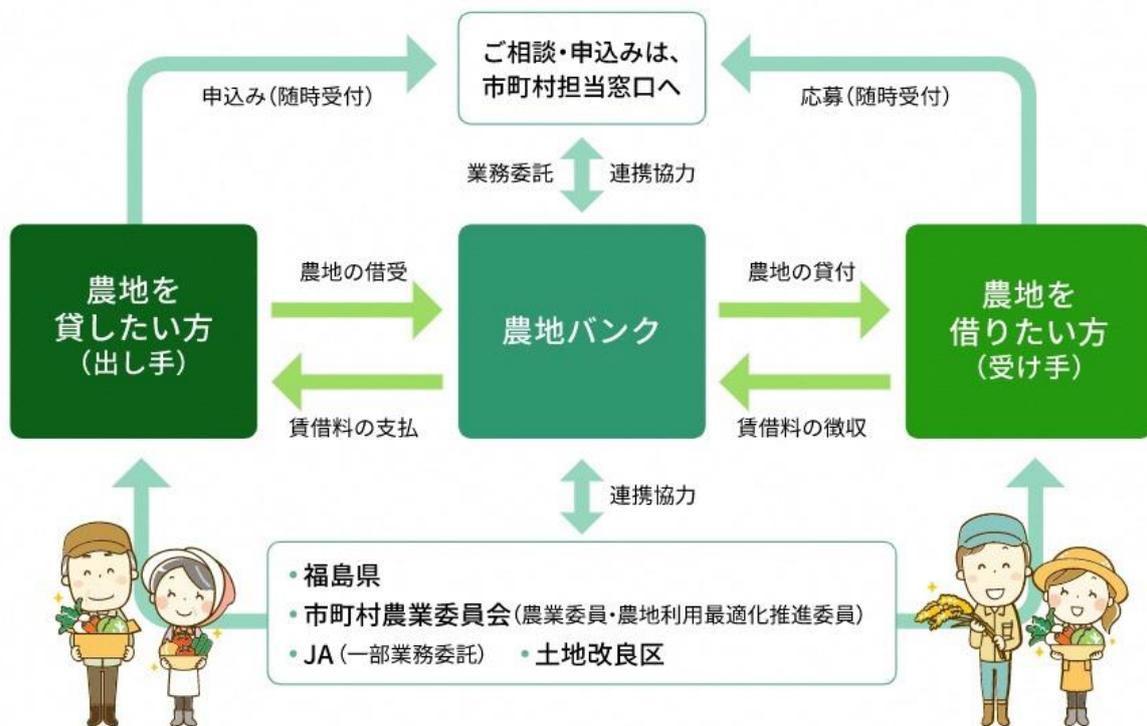
## 5 農地バンクについて(※農地バンクとは福島県農業振興公社の愛称です。)

### <農地バンクについて>

▶「地域計画」等の話合いに基づき、担い手が決まっている農地について『農地バンクが農地所有者から農地を借受け、担い手農家へ貸付ける』ものです。

### <農地バンクのしくみ>

▶これまで地権者は担い手ごと、また担い手は各地権者ごとに契約していましたが、農地バンクを活用することにより、地権者・担い手は農地バンクとの契約となります。また、農地バンクが賃借料の徴収と支払等を担います。



### ≪農業委員会事務局より≫

相続登記が済んでいない農地でも農地バンクと契約できる制度がありますが、手続きに時間がかかりますので、該当する農地がある場合は、下記までお早めにご相談ください。

❖ 浪江町役場 農林水産課(農政係)

☎ 0240-34-0245

❖ 福島県農業振興公社(浪江町役場3階駐在)

☎ 0240-34-0246

❖ 浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

≪ お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せ下さい ≫

